

令和 7 年度

学校危機管理マニュアル



高知県立高知追手前高等学校吾北分校

目 次

校内での事故	3～
1 危機管理の基本的な考え方	3
2 発生時の救急・緊急連絡体制	3
3 留意事項	3～4
4 医療機関	4
不審者の侵入	5～
1 学校安全に関する具体的な取組	5
2 日常管理	5～6
地震災害対策	6～
1 総則	6
2 災害対策組織	6～9
3 地震災害発生時の行動基準	10
4 災害予防	10
5 災害復旧	10～11
6 安否確認	11
7 地震発生からの流れ	12～13
8 初期行動、留意点等	13
9 関係機関との連絡方法	14
10 生徒の保護者等への引き渡し	15
11 校舎見取り図・地震発生時の避難経路・危険個所	16
12 第一次避難場所及び第二次避難場所	17
土砂災害対策	18～
1 目的	18
2 土砂災害対策組織	18～20
3 土砂災害発生時の行動基準	20
4 災害予防	20～21
5 災害復旧	21

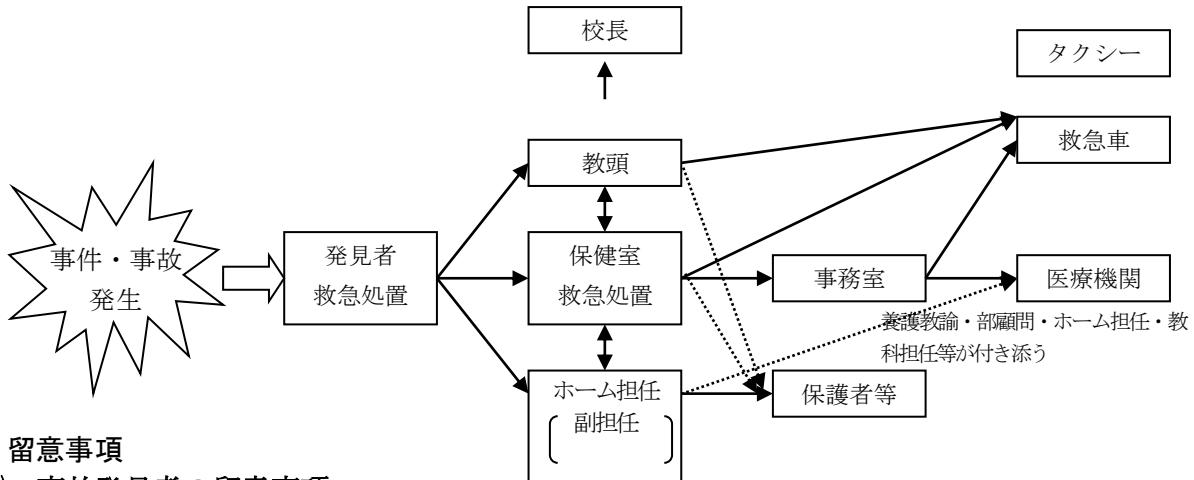
6	安否確認	21
7	災害発生時からの流れ	22
8	初期活動、留意点等	23
9	土砂災害発生時の避難経路（第一次避難場所及び第二次避難場所）	24
10	吾北分校周辺のハザードマップ	25
 弾道ミサイル発射時の対応		26～
1	Jアラートによる情報伝達と学校運営についての基本的な流れ	26
2	Jアラートが鳴った時の対応—避難行動—	27
3	ミサイル落下・着弾時の対応	27
 熱中症対応		28～
1	熱中症対応フローチャート	28
2	必要物品と保管場所	28
3	対応上の注意点	29
4	対応時の役割分担	29
5	授業中・部活動中に発生した場合の対応	29
6	未然防止	29
7	熱中症になりやすい生徒、教職員	29
 別紙1 地震または土砂災害発生時の行動基準表①		30
別紙2 地震または土砂災害発生時の行動基準表②		31
別紙3 生徒安否確認カード（学年個票）		32
別紙4 生徒安否確認カード（集計表）		33
別紙5 教職員安否確認カード		34
別紙6 大災害発生時における安否確認の方法		35
別紙7 令和7年度備蓄物資リスト		36
別紙8 緊急連絡網【別途配布】		

校内での事故

1 危機管理の基本的な考え方

- (1) 「事件・事故はいつでもどこでも起こりうる可能性がある」という認識のもと、何より生徒の生命の安全の確保のための合理的・効果的な具体策を講ずる。
 - (2) 日常の危機管理・安全対策に万全の体制を構築し、事件・事故防に努める。
 - (3) 「家庭や地域には開き、不審者には閉じる」という視点で、これまでの開かれた学校づくりは継承し発展させていく。家庭や地域と連携を図りながら子どもの安全を確保していく。

2 発生時の救急・緊急連絡体制



3 留意事項

(1) 事故発見者の留意事項

- ① あわてず、直ちにできる範囲の救急処置を施すと同時にできるだけ単独で行動せず、近くの教職員や保健室に連絡をとる。
状態観察（意識、呼吸、顔色、出血、脈拍等）をし「誰が」「どこで」「どうした」等の必要事項を要領よく連絡する。
 - ② 災害発生時の時間、場所、発生状況、災害の内容及び程度等を確認しておく。
 - ③ 被災者を一人にしない。

(2) 救急車の要請

- ① 原則として教頭の指示による。
 - ② 事故発生の場所、状態により居合わせた者が要請する場合がある。

(3) 医療機関への移送

- ① 該当の養護教諭、部顧問、ホーム担任、教科担任等が付き添う。
(状況により2人以上の者が付き添う)
 - ② 医療機関の決定は災害の内容、程度により決定するが、できるだけ保護者等の希望に添うようにする。

(4) 家庭への連絡

- ① 原則としてホーム担任が行う。ただし、場合により、養護教諭、部顧問、教頭等、状況を説明できる者が行う。

 - ア) 災害の発生状況、程度及び経過の報告
 - イ) 受診希望機関の問い合わせ
 - ウ) 場合によっては医療機関での立会い要請

② 受診付き添い者は、速やかに被災者の状況、経過、その他を連絡する。

③ 医療機関での治療を必要とせず学校で処置した場合でも、必要な場合にはその状況を家庭

に連絡する。

(5) その他の留意事項

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター扱いとする場合

学校管理下における災害の場合、振興センターの対象となるが、振興センター扱で医療を受ける時、その都度保護者が医療費を医療機関に払っておき、後日学校が振興センターに請求し支給される。

4 医療機関

学校医	さくら病院 (岡本和夫)	893-5111	いの町鹿敷162
学校歯科医	西村歯科医院 (西村正央)	893-3608	いの町波川554-2
学校薬剤師	みさと薬局 (生田正幸)	837-3250	高知市十津3-6-31
救急病院	高知県救急医療情報センター (照会)	825-1299	高知市丸ノ内1-7-45
総合病院	さくら病院	893-5111	いの町鹿敷162
	仁淀病院	893-1551	いの町1369
	国立病院	844-3111	高知市朝倉西1-2-25
	近森病院	822-5231	高知市大川筋1-1-16
	高知赤十字病院	822-1201	高知市新本町2-13-51
整形外科	WEST ほね関節クリニック	850-8811	いの町駅前町220-3
	町田整形外科	891-6565	いの町天王南1-6-3
	川村整形外科	843-5252	高知市曙町1-19-1
	田中整形外科	822-7660	高知市上町3-2-6
脳神経外科	内田脳神経外科	843-1002	高知市塚ノ原37
	もみのき病院	840-2222	高知市塚ノ原6-1
眼科	やまおか眼科	893-5161	いの町新町20-1

不審者の侵入

1 学校安全に関する具体的な取組

(1) 校内危機管理体制

＜学校安全委員会の再確認と指導体制の強化＞

全体指揮・外部対応	教頭
保護者等への連絡	総務主任、PTA担当教諭
避難誘導・安全確保	各学年主任、ホーム担任、授業担当者
不審者への対応	発見者、生徒指導主事、補導専任
応急処置・医療機関等への連絡	保健主事、養護教諭
電話対応・記録	事務職員等
全体掌握・安否確認等	[全体掌握] 教頭、教務主任 [学年・学級] 学年主任、ホーム担任 [校内外巡視] 生徒指導部、ホーム副担任

(2) 教職員の危機管理意識の向上

- 学校安全の基盤は教職員一人一人の危機管理意識であることを改めて認識し、防犯に関する実践的な研修や訓練を充実する。
- 不審者を校内に侵入させない体制づくりをする。そして万一不審者が侵入した場合の適切な対応を学習する。
 - ① 受付の設置……………入校の際に名札着用を徹底する。
 - ② 来校者への声かけ……………「何の御用でしょうか？」等
 - ③ 他の教職員への通知……………不審者には、絶対に一人では対応しない。
 - ④ 不審者への対応……………冷静で的確に判断し適切に対処する。
 - ア 言葉や相手の態度に注意しながら丁寧に退去するように説得する。
 - イ 説得に応じない場合や危害を加えるおそれのある場合は「110番」する。
 - ウ 不審者が物品を盗んでいたり、暴れたりしていたら大声を出す・助けを求める。
 - ⑤ 教職員の携帯電話の使用……………緊急時の連絡のため
 - ⑥ 空き教室の把握……………体育、芸術、家庭及び選択授業の時などの把握
 - ⑦ 校内外の巡視の強化……………生徒指導部を中心に授業担当者以外の教職員が空き教室・更衣室等を中心に見回る。

(3) 施設の適切な管理

- 授業時間帯の校内への出入り口は正門だけとし、他の門については締め切る。
- 正門から来校者入口（正面玄関）への案内誘導板の設置及び来校者用駐車場の明示。
- 来校者には事務室で来校者用カードを渡し、同時に、閉門等への協力を依頼。

(4) 生徒への防犯教育の充実

- 生徒自身が様々な危険（盗難・不審者・ストーカー・痴漢等）を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教育の再確認と充実を図る。
 - ① ホーム担任を通じ、学校安全に対して周知徹底を図る。
 - ② 集会や講演会で学校安全に関する訓話や啓発のための講演を行う。

(5) 学校・家庭・地域との連携

- 家庭や地域の関係機関等から不審者の情報が得られるようにする。

2 日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

- 3段階管理の徹底（校門管理、校門から校舎入り口、校舎入り口の管理）

(2) 来客者の管理及び校内巡視

- 来客者の予定である場合は職務等で確認する。・一般来客は事務室での受付のうえ、来客者用カードを渡す。・来客者とそれ違う場合などは挨拶など積極的に声がけをする。・昼休み中の巡視を生徒指導部が中心となり校内巡視を行う。・始業前、授業中等に管理職が適宜、巡回を行う。

地震災害対策

1 総則

(1) 目的

この要項は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する組織、運営などについて定め、学校の生徒及び教職員の生命を守り、物的損失を最小限に止めるため、災害対策に万全を期することを目的とする。

(2) 定義

この要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次の各号による。

① 「災害」とは次のものをいう

ア 自然災害：台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、落雷、その他の異常な自然現象によって生ずる被害をいう。

イ 事故災害：大規模な火災、爆発、油流出、設備故障など重大な事故によって生ずる被害をいう。

② 「防災」とは次のものをいう

ア 災害予防：災害の発生を未然に防止、または軽減するために日常行う諸対策をいう。

イ 災害応急対策：災害が発生するおそれがある時、災害の発生を防ぎ、また災害が発生した時は応急措置を行うなど災害の拡大を防止するための諸対策をいう。

ウ 災害復旧：災害の発生後、設備などを平時の状態に復旧するための諸対策をいう。

(3) 学校の被災想定

南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は、70%～80%程度とされている。

本計画は、最もリスクが高い災害として南海トラフ地震を対象とし、本校の被害を以下のとおり想定する。

災害想定リスク		想定されるレベル
住所	吾北分校（吾川郡いの町上八川甲 2075-1）	
種類	大規模地震（南海トラフ地震）	2または1
最大震度	震度6弱（揺れ3分）	
津波浸水の有無	なし	
津波到達時間		
津波以外の災害	土砂災害 地面崩落	

2 災害対策組織

(1) 災害時の体制

① 種類

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合の体制は、次の2種類とする。

ア 準備体制 災害の発生が予想される場合

イ 緊急事態体制 災害が数時間以内に発生することが予想される場合、または発生した場合

(2) 災害対策組織

① 災害警戒本部

上記(1)①アの準備体制に対応するため災害対策組織として災害警戒本部を次のとおり置く。

ア 本部構成員

本部長（教頭・今田宏）、副本部長（教務主任・沖本憲幸）、学年主任（山川裕人、上村真美枝、三谷洋子）、生徒指導主事（黒石雅宏）、進路指導主事（前田ユミ）、総務主任（門脇優至）、情報担当（吉岡佐知恵）で構成する。

※本部長は被害や対応状況等を適宜校長へ連絡する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

- | | |
|----------|-------|
| 1 教頭 | 今田宏 |
| 2 教務主任 | 沖本憲幸 |
| 3 生徒指導主事 | 黒石雅宏 |
| 4 総務主任 | 門脇優至 |
| 5 情報担当 | 吉岡佐知恵 |
| 6 進路指導主事 | 前田ユミ |

イ 設置場所

本部を職員室に設置する。

ウ 設置要件

(1)暴風雨警報の発令が予想され、あるいは発令され被害が予想される場合、(2)災害が発生するおそれがあり被害が予想される場合、(3)危険が予想され特に教頭が必要と認めた場合に設置する。

エ 本部の任務

情報の収集を行い授業の中止、下校の方法、臨時休校等の措置や施設の予防措置などについて決定する。また、連絡会を招集するか、もしくは緊急連絡網によって教職員に決定事項を伝達する。

② 緊急災害対策本部

上記①イの緊急事態体制に対応するため災害対策組織として緊急災害対策本部と危機管理チームを次のとおり置く。

ア 本部構成員

本部長（教頭・今田宏）、危機管理チームリーダー（教務主任・沖本憲幸）及び危機管理チームチーフ（情報担当チーフ[情報管理長・吉岡佐知恵]、自衛救命介護担当チーフ[生徒指導主事・黒石雅宏]、学校運営担当チーフ[総務部長・門脇優至、進路指導主事・前田ユミ]及び[事務・山本直美]）で構成する。

※本部長は被害や対応状況等を適宜校長へ連絡する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

- | | |
|----------|-------|
| 1 教頭 | 今田宏 |
| 2 教務主任 | 沖本憲幸 |
| 3 生徒指導主事 | 黒石雅宏 |
| 4 総務主任 | 門脇優至 |
| 5 情報担当 | 吉岡佐知恵 |
| 6 進路指導主事 | 前田ユミ |

本部を職員室に設置する。但し、職員室が崩壊等で使用できない場合は、本部長が別に場所を定める。

ウ 設置要件

台風、地震、その他の災害により相当程度の被害が予想される場合、または発生した場合、教頭が特に必要と認めた場合に設置する。

エ 本部の任務

危機管理チームを組織しその活動を統括する。県教育委員会や消防、警察などの関係機関への連絡を行う。近隣被災者の受け入れや防火・飲料用水の提供、その他社会的対応の実地を行う。

③ 危機管理チーム

危機管理チームとは、緊急事態体制における緊急災害対策本部の中で、生徒の生命の安全、

学校施設の機能維持に関して常時編成維持される組織である。

ア 危機管理チームは学校内に置く。

イ 危機管理チームリーダーは（1番：教務主任・沖本憲幸、2番：生徒指導主事・黒石雅宏）とし、前記の者に支障があるときは総務主任（門脇優至）が代行する。

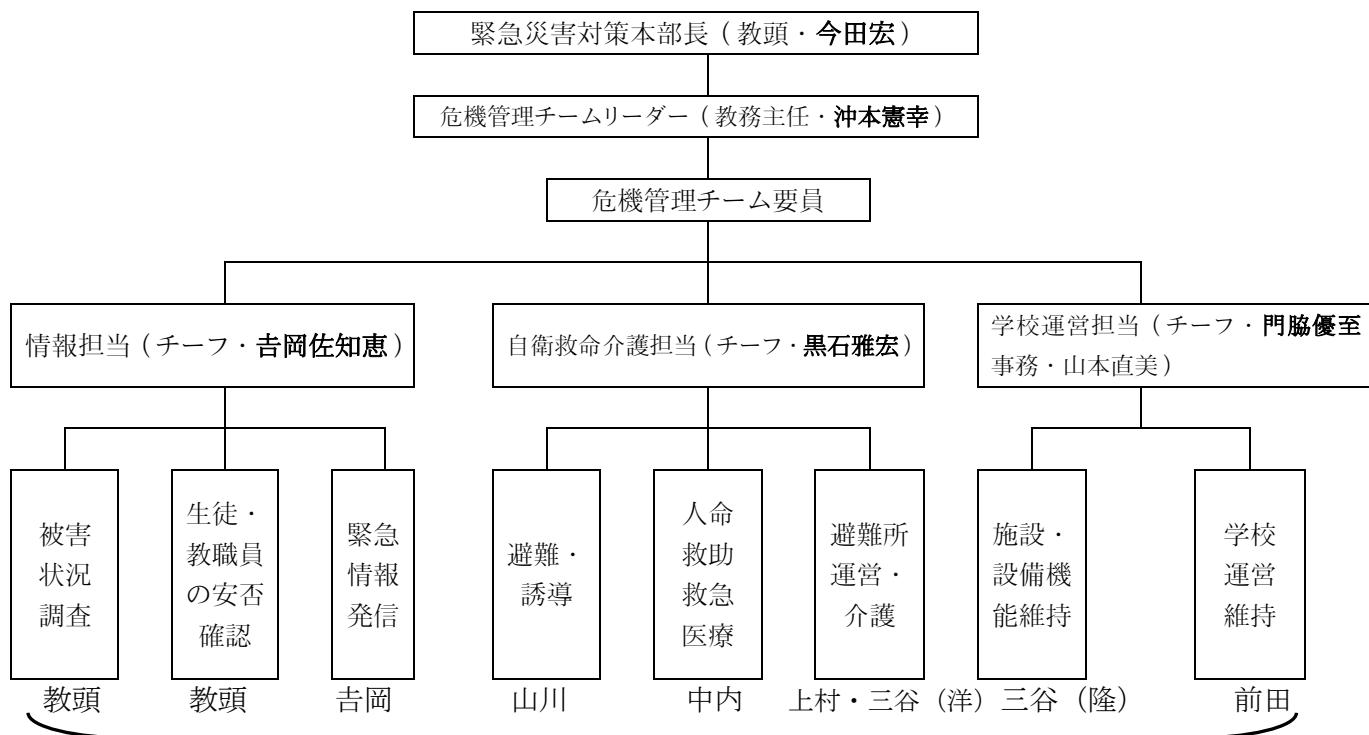
ウ 危機管理チームの事務局は会議室に設置する。

エ 大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したとき、その他、生徒の生命の安全や学校運営に重大な影響を及ぼすおそれのある災害などが発生したとき、危機管理チームリーダーは状況を確認し、危機管理チームメンバーの要員の要否・編成規模などを決定し、緊急連絡網によって危機管理チーム要員を招集する。（別紙8）

オ 招集を受けた危機管理チーム要員が、1人でも指定地に到着した時点で、危機管理チームは開設される。

カ 危機管理チームが臨機に応じてとる措置については、常に最適の判断・行動であると見なされ追認される。但し、大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したときにおける教職員の就業に関する方針の決定及び近隣被災者の受け入れ、防火・飲料用水の提供、その他、社会的対応の実地は、緊急災害対策本部長（教頭）の専決事項とする。

キ 危機管理チームの組織



上記8グループの構成員は本部長・リーダー・要員・チーフ以外の教職員でこれにあたる。

ク 危機管理チームの要員の自宅・家族の安全確保と学校の支援

大災害など緊急時には、危機管理チーム要員が、学校での十分な防災・救援活動の遂行と、自宅の家族の安全確保を両立できるよう、危機管理チーム要員と学校は各々次の対策を講じる。

○ 危機管理チーム要員は、自宅の家具の固定、非常用物資の備蓄、複数の避難先の確保、火気の管理などに、あらかじめ万全の措置を講じておく。

○ 危機管理チーム要員は、大災害の発生が予想されるとき、または発生したときには本人の身の安全と家族の安全確保を第一義とするが、最小限必要な措置にとどめ、可能な限りすみやかに防災・救援活動のために指定地に参集する。

- 学校は、大災害時には、危機管理チーム要員の任務遂行中には、一般教職員より優先して、危機管理チーム要員の家族に対する救援措置を最大限に講ずる。

④休日・夜間（勤務時間外）の震災時における参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
第1配備	震度4 の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員を配備 教頭：今田、生徒部：黒石、教務：沖本
警戒体制	津波注意報 が発表	特になし
第2配備	震度5弱 の地震が発生	教頭：今田、生徒部：黒石、教務主任：沖本、 総務：門脇、事務山本
厳重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	津波警報 が発表 南海トラフ地震臨時情報（調査中） が発表	特になし 管理職を含め、校長が指定する教職員を配備 教頭：今田、生徒部：黒石、教務：沖本、 総務：門脇、情報：吉岡、事務：山本 1年主山川、2年主上村、3年主三谷（洋）
第3配備 学校等災害対策本部設置	震度5強 の地震が発生 大津波警報 が発生 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警報） が発表	原則として教職員の 全員 を配備 ※勤務校（先）への参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市町村立学校へ ①教職員は必ず自身の安否等について、安否確認メールを送信、または管理職へ連絡する ②校長の判断により全教職員を配置しない場合は緊急連絡網を使って連絡 ③教職員及び家族の身の安全が危うい場合は避難等を優先したうえで状況を管理職に連絡

3 地震災害発生時の行動基準

大規模地震が発生したときは、危機管理チーム要員および一般教職員は、(別紙1～2)の行動基準表に示される事項を基準として行動する。

4 災害予防

(1) 防災訓練および教育

- ① 校内において、情報伝達訓練、避難訓練、復旧訓練などの防災訓練を年1回以上実施するとともに、関係法令集・パンフレットの配付、研修会の開催などを実施する。
- ② 警戒宣言が発せられた場合の訓練および教育にあわせて実施する。
- ③ 消防関係者の指導の下で防災訓練を実施する。
- ④ 学年主任は新任教員に対して、災害時に取るべき行動・役割について教育する。

(2) 各種名簿などの備え付け・整備

次の名簿などを備え付け、整理しておく。

- ① 生徒および教職員の安否確認カード (別紙3～5)
- ② 緊急連絡網 (別紙8)
- ③ 備蓄品一覧 (別紙7)

(3) 災害用資機材の整備など

応急復旧用資機材、工具などの確保および整備に努めるとともに、その輸送計画を策定しておく。

(4) 食糧・飲料水などの整備

食糧、飲料水、寝具(毛布)、医療器具、医薬品などの保有量を定め、常時用意しておく。なお、保有数量の基準については別に定める。

(5) 情報収集・連絡用設備などの整備

情報収集・連絡用のため防災用の電話、FAX、移動無線、防災端末機、テレビ、ラジオなどを整備しておく。

(6) 学校外防災関係機関との連携

自治体の防災会議などの学校外防災関係機関との連携を保ち、地域防災体制を確立しておくものとする。

5 災害復旧

(1) 災害復旧計画の策定

危機管理チームリーダーは、災害の規模、地域性、特殊条件などを検討のうえ、応援要員の必要性、復旧要員の配置状況、復旧資材の調達、復旧作業の日程、仮復旧の完了見込み、宿泊施設・食糧の手配などを内容とした復旧計画を策定し、緊急災害対策本部長にすみやかに報告する。

(2) 復旧対策

① 復旧対策の指示

復旧対策については、緊急災害対策本部長が危機管理チームリーダー、要員および一般教職員に対し、必要な指示を行う。

② 復旧順位

危機管理チームリーダーは、復旧計画の実施に当たっては、国・都道府県およびその他の防災関係機関と密接な連絡を保ちながら、系統および負荷の重要性を考慮し、災害状況の最も大きいものから復旧を行う。

(3) 教育活動の継続

① 事故・災害等発生後の臨時休業の判断

【臨時休業の判断基準】 高知県教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する
＊震度5強以上の地震(但し、学区内の被害が軽微である場合を除く)

- *事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
 - *その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

② 学校教育の再開に向けた被害状況調査

児童・教職員の被害・校舎等の施設、設備の被害・通学路・通学手段の被害の被害状況を調査し取りまとめるとともに、学校教育の再開に向け必要な措置を講じる。

③ 応急教育に係る計画の作成

地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、生徒の心身の状態に配慮する。

【教育活動再開における考慮事項】

 - *学校施設の応急復旧状況
 - *危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
 - *ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
 - *通学路の安全確保状況
 - *利用できる教室数など、教育の場の確保状況
 - *登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
 - *避難所としての利用状況 など

④ 被災児童への支援

オンライン授業等による就学の機会確保及び教科書・学用品等の確保 また 避難・移動

（1）心の年齢

① 心身の健康状態の把握

⑤ 優先的健康状態の把握
事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある生徒について、その心身の健康状態を把握する。

② 心のケア体制の構築

当該生徒等の心のケアを実施するに当たり必要と認める場合には、心のケア体制を確立する。心のケア体制は、教頭、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーターで組織し、必要に応じスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも参加を要請する。

また、必要に応じて、専門機関等との連携を図るものとする。

③ 教職員の心のケア

⑤ 教職員、生徒等
事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮する。また、県教育委員会と連携を図るものとする。

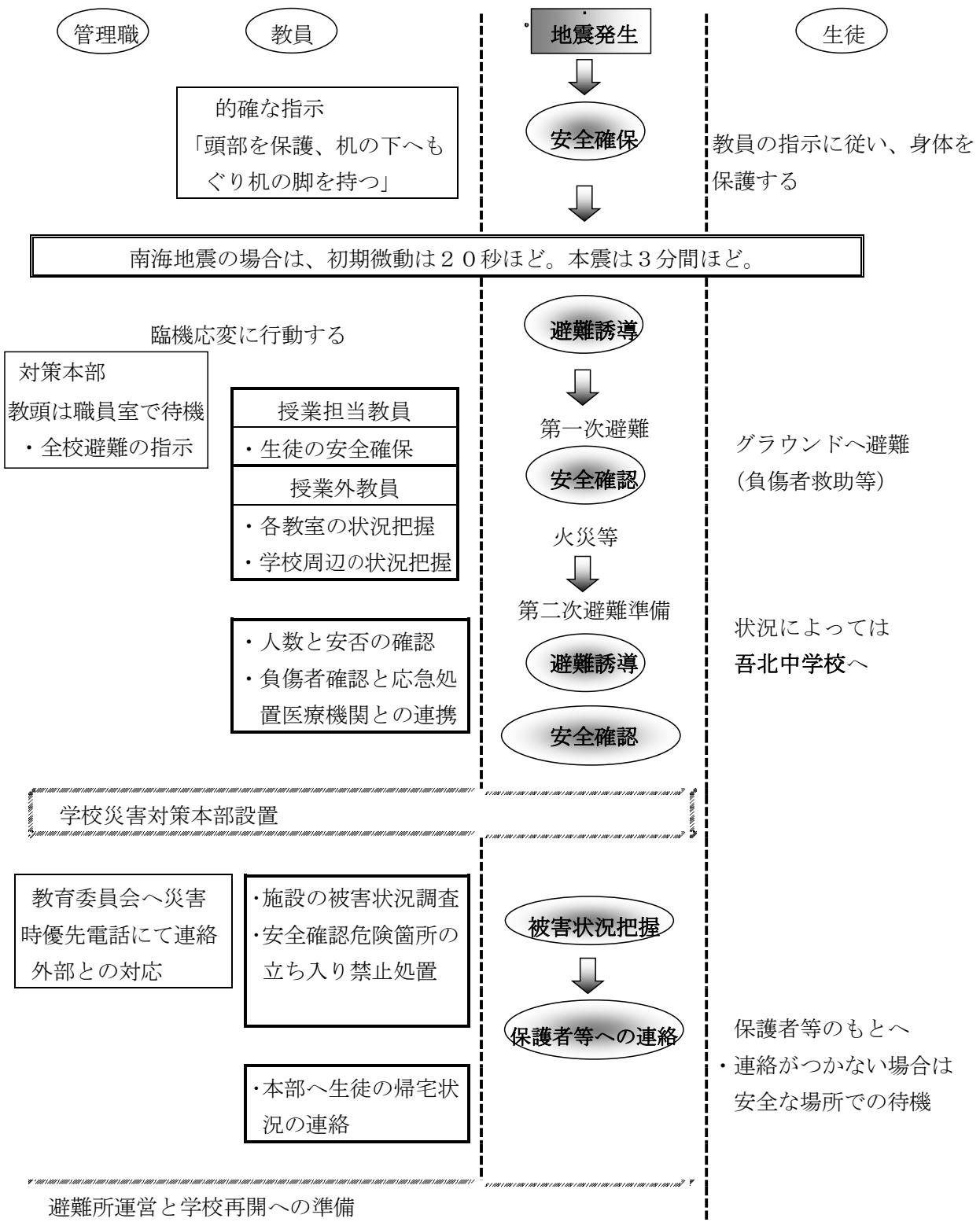
6 安否確認

大規模地震が発生した場合、教職員は各自の家族の安全措置を講じたあと、すみやかに学校へ安否情報などを報告する。ただし、交通・通信網の途絶によって通常の方法で出校もしくは連絡が困難な場合は、最寄りの県立学校に出校あるいは連絡する。

また、災害用伝言ダイヤルを利用して安否情報を伝える（別紙6）

7 地震発生からの流れ

《 地 震 》



安全確保

○授業中に発生した場合

- ・授業担当教員…近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。冷静に的確な指示を与え生徒が安心するような声かけをする。
- ・授業外教員…本部の指示により、避難誘導ができるように要所箇所の配備につく。

○休み時間に発生した場合

- ・主任若しくは副主任が教室へ。

○清掃活動中は担当教員が生徒の安全を確保する。

8 初期活動、留意点等

○場所別の初期行動

教 室	近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
特別教室	実験中は、危険物から離れる。 実験器具棚、調理用具棚、実験器具、ディスプレイ、本棚などから離れる。
体育館	・生徒 中央部に集まり頭部を保護し姿勢を低くする。 ・教員 四方の出入り口及び玄関のドアを開け出口を確保する。
プール	プールのふちに移動し、ふちをつかむ。
廊下階段	窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で姿勢を低くする。空き教室に入り口を開け放しにして入り、机の下にもぐる。
トイレ	ドアを開き、頭部を保護して動かさないようにする。
運動場	校舎からのガラスの飛散や外壁・フェンスの崩壊等の危険性のある場所から離れる。 姿勢を低くする。

○校外活動時の対応（含部活動中の場合）

- ・教員は状況把握（倒壊物、落下物）に努め、的確な指示を出す。パニックにならないように声かけなどをして安心させる。また、あらかじめその地域の避難場所等を調べておく。
- ・乗り物に乗車中は乗務員の指示に従う。
- ・施設利用時は係員の指示に従う。
- ・海岸部や津波被害の危険性がある地域では高台や十分な強度のある建物の上層階に避難する。
- ・一人で避難できない生徒はサポート教員が同行教員と協力して安全な場所に避難させる。また、部活動では顧問が安全な場所に避難させる。
- ・揺れがおさまったら、SNS やラジオ等を活用して情報収集をする。
- ・学校に状況を報告するとともに管理職からの指示を受ける。

○登下校中の注意

- ・生徒は自主的に判断し、避難行動をとること。通学路について、保護者等と生徒に万一の場合に落ち合う避難場所を決めておく。
- ・ゆれがおさまった後、家へ戻るか学校へ避難するかについては、原則として近い方を選ぶ。

○教員の留意点

- ・生徒の安全を確保し、教員自身も身の安全に努めること。
- ・教員は落ち着いた態度で明確に指示し、生徒に不安や恐怖心を与えないよう行動する。
- ・ゆれがおさまった後、人員確認や他の教員及び管理職との連携を速やかにとること。
- ・学校に避難している生徒や引率している生徒を、保護者等に引き渡し、帰宅するまでの確認を怠らない。（P15 参照）
- ・普段から生徒に対して防災リテラシーの育成をはかる。

※自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力。

9 関係機関との連絡方法

高知県教育委員会

連絡先	電話番号	FAX 番号	備考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
生涯学習課	088-821-4745	088-821-4505	
保健体育課	088-821-4751	088-821-4849	
人権教育・児童生徒課	088-821-4765	088-821-4559	

関係機関

事業者名	電話番号	FAX 番号		備考
仁淀消防吾北分署	088-967-2812	088-867-2825		
吾北教育事務所	088-867-2312			
土佐警察署いの庁舎	088-893-1234		内線 524	刑事生活安全課
上八川駐在所	088-867-2823			
中央西福祉保健所	0889-22-1240	0889-22-9031		

病院関係

事業者名	担当者名	電話番号	電子メールアドレス	備考
学校医	さくら病院	088-893-5111		
救急病院	高知県救急医療情報センター	088-825-1299		
総合病院	仁淀病院	088-893-1551		
整形外科	町田整形外科	088-891-6565		

瓦礫撤去・清掃の業務委託先

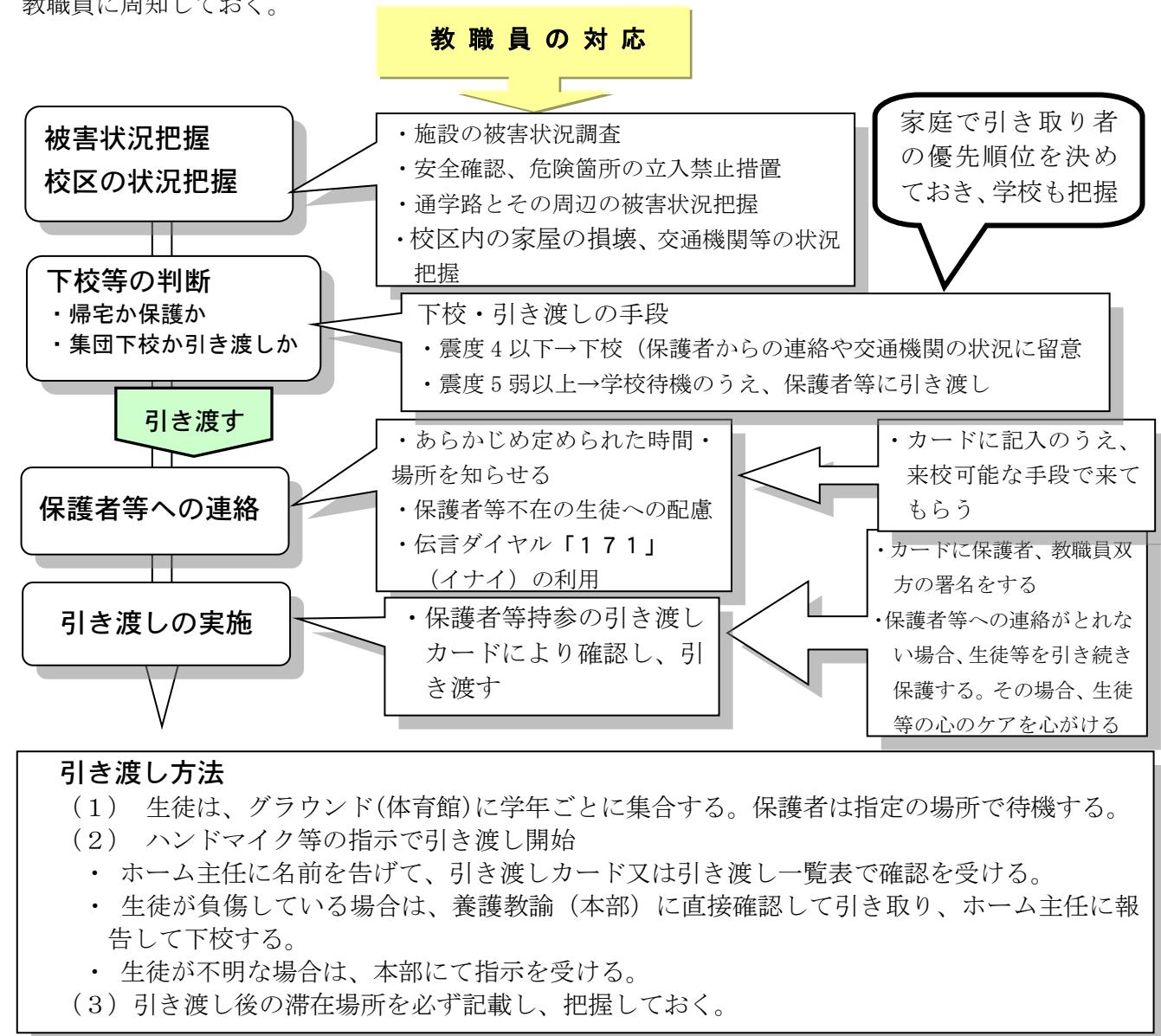
事業者名	担当者名	電話番号	電子メールアドレス	備考
有限会社伊東組		088-867-2458		
大洋建設株式会社		088-867-2430		
国友商事株式会社		088-867-2544		
有限会社岡林土建		088-868-2131		

臨時バスの手配に関する連絡先（教育委員会とも協議の上）

事業者名	担当者名	電話番号	電子メールアドレス	備考
県交北部交通	柳瀬営業所	088-897-0789		
黒岩観光	佐川町	0889-22-9225		

10 生徒の保護者等への引き渡し

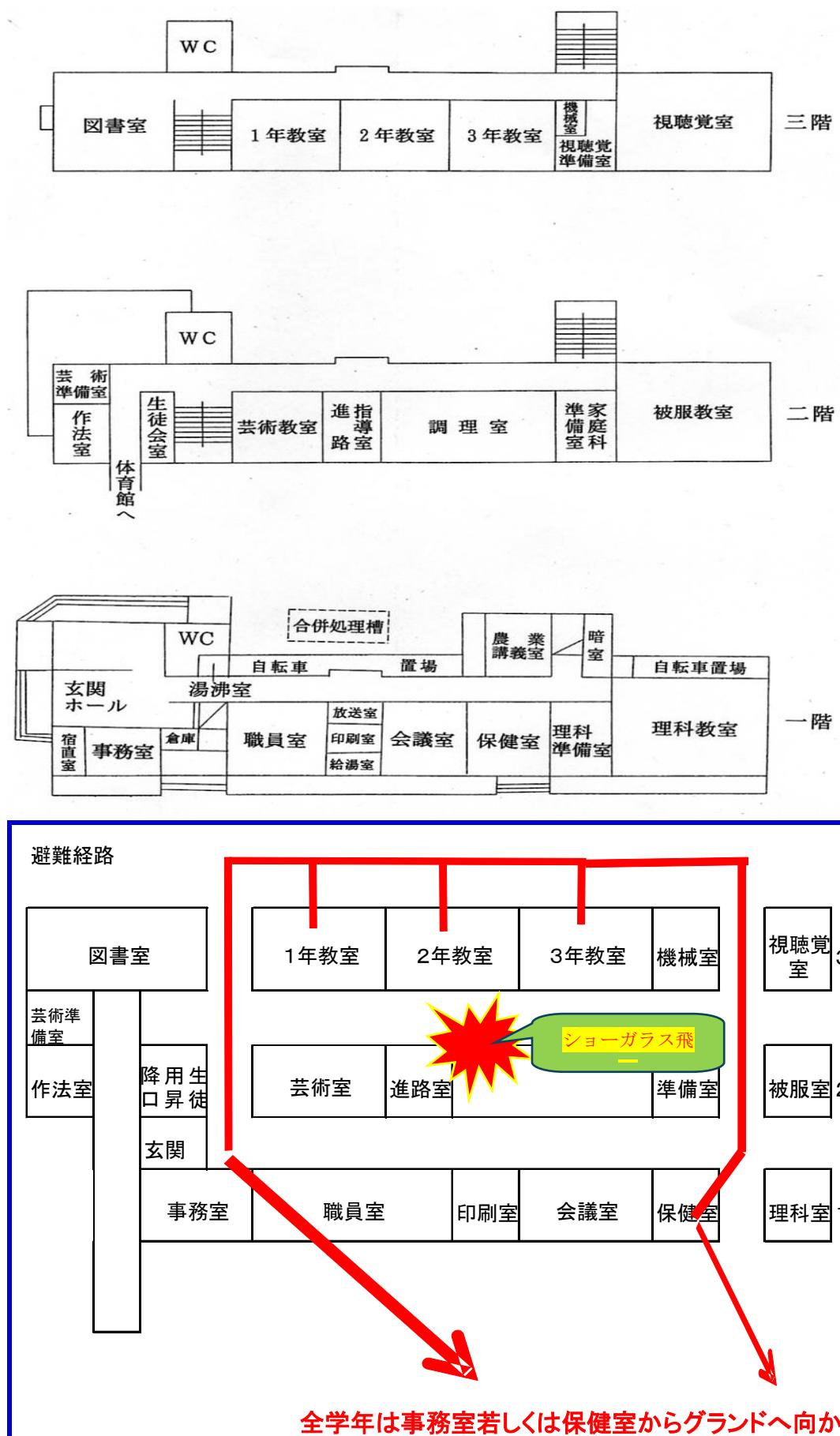
緊急時に生徒の引き渡しを円滑に行うため、学校の実態に即した引き渡しの方法を、保護者等・教職員に周知しておく。



緊急時引き渡しカード					
学 年		氏 名	血液型		
住 所				地区名	
保護者等名		生徒との関係		電話	()
兄弟姉妹	年 氏名		年 氏名		
緊急時の連絡先	電話 ()				
引き取り者			生徒との関係		
引き渡し日時	月 日 時 分	教 職 員 名			
引き渡し後滞在場所			特 記 事 項		

※引き渡しカードは2セット以上を別々の保管場所に置いておく。

11 校舎見取り図・地震発生時の避難経路・危険個所



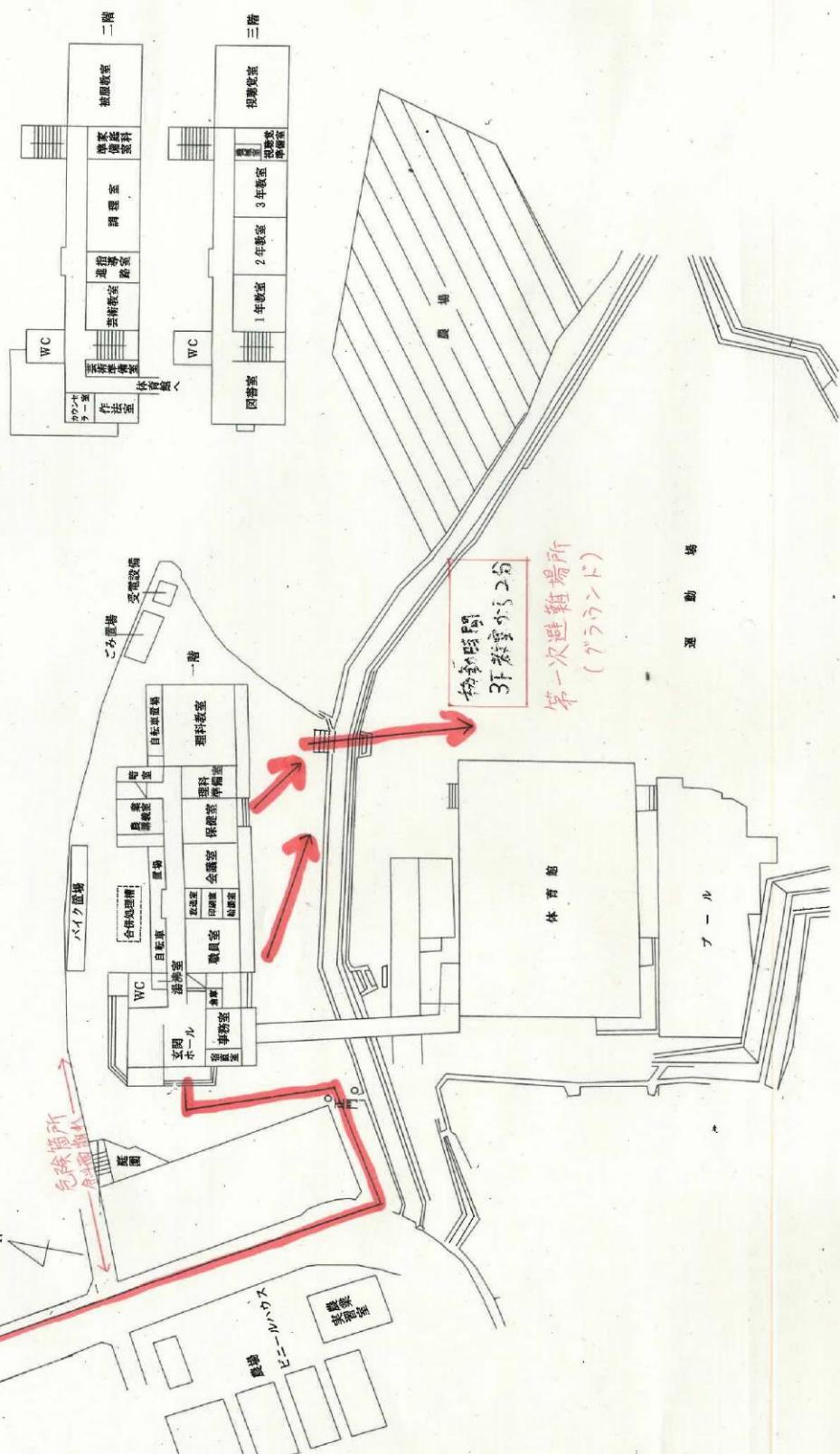
12 第一次避難場所及び第二次避難場所

避難経路

② 校舎配置図

第二次避難場所
(移動時間:徒歩5分)

R 43.9.6.



土砂災害対策

1 目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、高知追手前高等学校吾北分校近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は高知追手前高等学校吾北分校に勤務する職員（以下、「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下、「利用者等」という）に適用する。

2 土砂災害対策組織

(1) 土砂災害時の体制

① 種類

土砂災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合の体制は、次の2種類とする。

ア 準備体制 土砂災害の発生が予想される場合

判断時期 ○吾北地域に大雨、洪水注意報が発表されたとき

○いの町に台風接近が予想されるとき

イ 緊急事態体制 土砂災害が数時間以内に発生することが予想される場合、または発生した場合

判断時期 ○吾北地域に大雨（土砂災害、浸水害）警報が発表、または土砂災害警戒情報が発表されたとき

(2) 土砂災害対策組織

① 土砂災害警戒本部

上記(1)①アの準備体制に対応するため災害対策組織として災害警戒本部を次のとおり置く。

ア 本部構成員

本部長（教頭・今田宏）、副本部長（教務主任・沖本憲幸）、学年主任（山川裕人、上村真美枝、三谷洋子）、生徒指導主事（黒石雅宏）、進路指導主事（前田ユミ）、総務主任（門脇優至）、情報担当（吉岡佐知恵）で構成する。

※本部長は被害や対応状況等を適宜校長へ連絡する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

- 1 教頭 今田宏
- 2 教務主任 沖本憲幸
- 3 生徒指導主事 黒石雅宏
- 4 総務主任 門脇優至
- 5 情報担当 吉岡佐知恵
- 6 進路指導主事 前田ユミ

イ 設置場所

本部を職員室に設置する。

ウ 設置要件

(1)暴風雨警報の発令が予想され、あるいは発令され被害が予想される場合、(2)災害が発生するおそれがあり被害が予想される場合、(3)危険が予想され特に教頭が必要と認めた場合に設置する。

エ 本部の任務

情報の収集を行い授業の中止、下校の方法、臨時休校等の措置や施設の予防措置などについて決定する。また、連絡会を招集するか、もしくは緊急連絡網によって教職員に決定事項を伝達する。

② 緊急土砂災害対策本部

上記①イの緊急事態体制に対応するため土砂災害対策組織として緊急土砂災害対策本部と危機管理チームを次のとおり置く。

ア 本部構成員

本部長（教頭・今田宏）、危機管理チームリーダー（教務主任・沖本憲幸）及び危機管理チームチーフ（情報担当チーフ[情報管理長・吉岡佐知恵]、自衛救命介護担当チーフ[生徒指導主事・黒石雅宏]、学校運営担当チーフ[総務主任・門脇優至、進路指導主事・前田ユミ]、[事務・山本直美]）で構成する。

※本部長は被害や対応状況等を適宜校長へ連絡する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

- | | |
|----------|-------|
| 1 教頭 | 今田宏 |
| 2 教務主任 | 沖本憲幸 |
| 3 生徒指導主事 | 黒石雅宏 |
| 4 総務主任 | 門脇優至 |
| 5 情報担当 | 吉岡佐知恵 |
| 6 進路指導主事 | 前田ユミ |

本部を職員室に設置する。但し、職員室が崩壊等で使用できない場合は、本部長が別に場所を定める。

ウ 設置要件

台風、地震、土砂災害、その他の災害により相当程度の被害が予想される場合、または発生した場合、教頭が特に必要と認めた場合に設置する。

エ 本部の任務

危機管理チームを組織しその活動を統括する。県教育委員会や消防、警察などの関係機関への連絡を行う。近隣被災者の受け入れや防火・飲料用水の提供、その他社会的対応の実地を行う。

③ 危機管理チーム

危機管理チームとは、緊急事態体制における緊急土砂災害対策本部の中で、生徒の生命の安全、学校施設の機能維持に関して常時編成維持される組織である。

ア 危機管理チームは学校内に置く。

イ 危機管理チームリーダーは（1番：教務主任・沖本憲幸、2番：生徒指導主事（黒石雅宏）とし、前記の者に支障があるときは総務主任・門脇優至）が代行する。

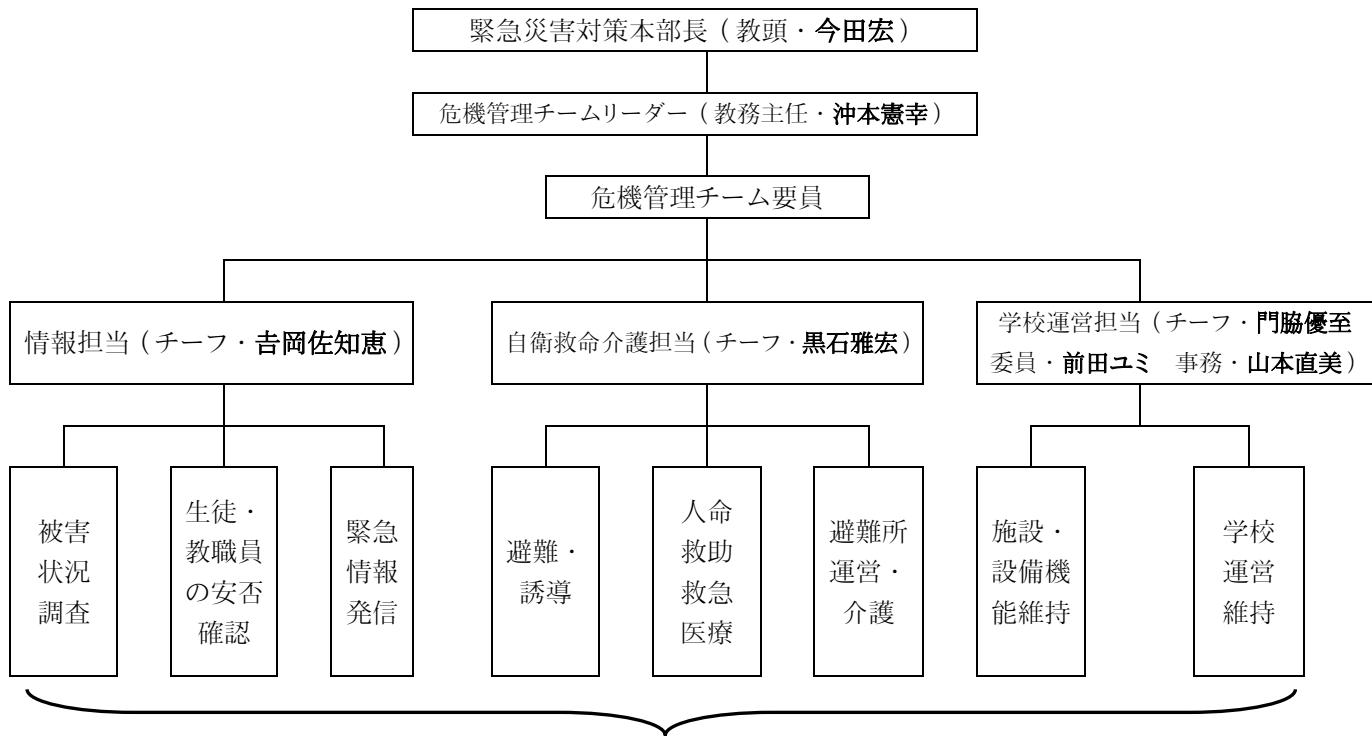
ウ 危機管理チームの事務局は会議室に設置する。

エ 大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したとき、その他、生徒の生命の安全や学校運営に重大な影響を及ぼすおそれのある災害などが発生したとき、危機管理チームリーダーは状況を確認し、危機管理チームメンバーの要員の要否・編成規模などを決定し、緊急連絡網によって危機管理チーム要員を招集する。（別紙8）

オ 招集を受けた危機管理チーム要員が、1人でも指定地に到着した時点で、危機管理チームは開設される。

カ 危機管理チームが臨機に応じてとる措置については、常に最適の判断・行動であると見なされ追認される。但し、大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したときにおける教職員の就業に関する方針の決定及び近隣被災者の受け入れ、防火・飲料用水の提供、その他、社会的対応の実地は、緊急災害対策本部長（教頭）の専決事項とする。

キ 危機管理チームの組織



上記8グループの構成員は本部長・リーダー・要員・チーフ以外の教職員でこれにあたる。

ク 危機管理チームの要員の自宅・家族の安全確保と学校の支援

大災害など緊急時には、危機管理チーム要員が、学校での十分な防災・救援活動の遂行と、自宅の家族の安全確保を両立できるよう、危機管理チーム要員と学校は各々次の対策を講じる。

- 危機管理チーム要員は、自宅の家具の固定、非常用物資の備蓄、複数の避難先の確保、火気の管理などに、あらかじめ万全の措置を講じておく。
 - 危機管理チーム要員は、大災害の発生が予想されるとき、または発生したときには本人の身の安全と家族の安全確保を第一義とするが、最小限必要な措置にとどめ、可能な限りすみやかに防災・救援活動のために指定地に参集する。
 - 学校は、大災害時には、危機管理チーム要員の任務遂行中には、一般教職員より優先して、危機管理チーム要員の家族に対する救援措置を最大限に講ずる。

3 土砂災害発生時の行動基準

吾北分校周辺で大規模土砂災害が発生したときは、危機管理チーム要員および施設職員は、(別紙1～2)の行動基準表に示される事項を基準として行動する。

4 災害予防

(1) 防災訓練および教育

- ① 校内において、情報伝達訓練、避難訓練、復旧訓練などの防災訓練を年1回以上実施するとともに、関係法令集・パンフレットの配付、研修会の開催などを実施する。
 - ② 警戒宣言が発せられた場合の訓練および教育にあわせて実施する。
 - ③ 消防関係者の指導の下で防災訓練を実施する。
 - ④ 学年主任は新任教員に対して、災害時に取るべき行動・役割について教育する。

(2) 各種名簿などの備え付け・整備

次の名簿などを備え付け、整理しておく。

- ④ 生徒および教職員の安否確認カード（別紙3～5）
- ⑤ 緊急連絡網（別紙8）
- ⑥ 備蓄品一覧（別紙7）

(3) 災害用資機材の整備など

応急復旧用資機材、工具などの確保および整備に努めるとともに、その輸送計画を策定しておく。

(4) 食糧・飲料水などの整備

食糧、飲料水、寝具（毛布）、医療器具、医薬品などの保有量を定め、常時用意しておく。なお、保有数量の基準については別に定める。

(5) 情報収集・連絡用設備などの整備

情報収集・連絡用のため防災用の電話、FAX、移動無線、防災端末機、テレビ、ラジオなどを整備しておく。

(6) 学校外防災関係機関との連携

自治体の防災会議などの学校外防災関係機関との連携を保ち、地域防災体制を確立しておくものとする。

5 災害復旧

(1) 災害復旧計画の策定

危機管理チームリーダーは、災害の規模、地域性、特殊条件などを検討のうえ、応援要員の必要性、復旧要員の配置状況、復旧資材の調達、復旧作業の日程、仮復旧の完了見込み、宿泊施設・食糧の手配などを内容とした復旧計画を策定し、緊急災害対策本部長にすみやかに報告する。

(2) 復旧対策

① 復旧対策の指示

復旧対策については、緊急災害対策本部長が危機管理チームリーダー、要員および施設職員に対し、必要な指示を行う。

② 復旧順位

危機管理チームリーダーは、復旧計画の実施に当たっては、国・都道府県およびその他の防災関係機関と密接な連絡を保ちながら、系統および負荷の重要性を考慮し、災害状況の最も大きいものから復旧を行う。

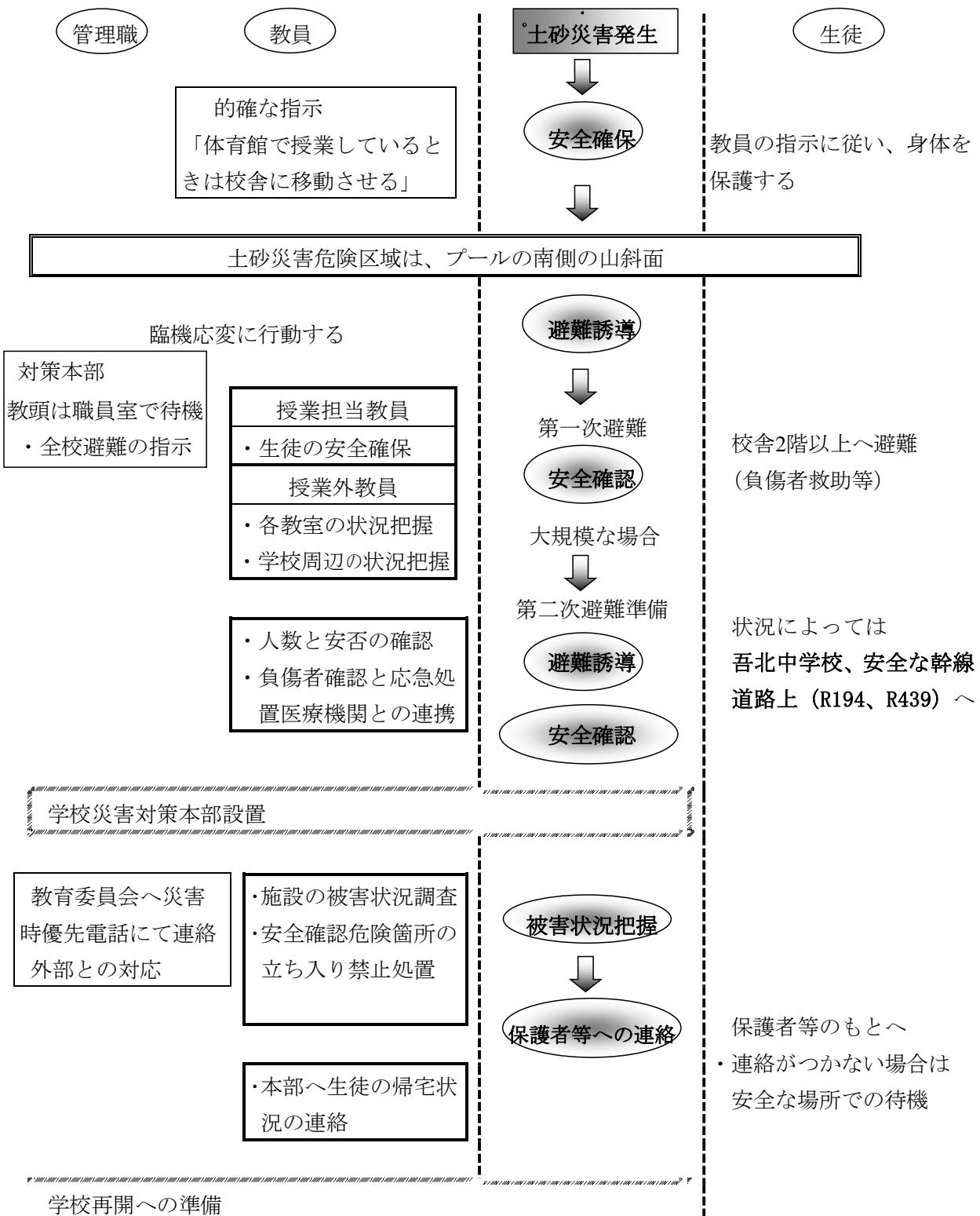
6 安否確認

大規模災害が発生した場合、教職員は各自の家族の安全措置を講じたあと、すみやかに学校へ安否情報などを報告する。ただし、交通・通信網の途絶によって通常の方法で出校もしくは連絡が困難な場合は、最寄りの県立学校に出校あるいは連絡する。

また、災害用伝言ダイヤルが開設された場合は、それを利用して安否情報を伝える

7 土砂災害発生からの流れ

《 土砂災害 》



安全確保

授業担当教員…南側の窓、壁から離れる。

冷静に的確な指示を与え生徒が安心するような声かけをする。

授業外教員…本部の指示により、避難誘導ができるように要所の配備につく。

8 初期活動、留意点等

○場所別の初期行動

教室	南側の窓から離れる。
特別教室	実験中は、危険物から離れるか中止する。 実験器具棚、調理用具棚、実験器具、ディスプレイ、本棚などから離れる。
体育館	直ちに体育館から離れ、教室に戻る
プール	大雨の時はプールの授業をしない。
廊下階段	直ちに教室に戻る
トイレ	ドアを開き、身の安全を確保して教室に戻る。
運動場	大雨の時は運動場に入らない。

○登下校中の注意

- 生徒は自主的に判断し、避難行動をとること。通学路について、保護者等と生徒に万一の場合に落ち合う避難場所を決めておく。

○教員の留意点

- 生徒の安全を確保し、教員自身も身の安全に努めること。
- 教員は落ち着いた態度で明確に指示し、生徒に不安や恐怖心を与えないように行動する。
- 人員確認や他の教員及び管理職との連携を速やかにとること。
- 学校に避難している生徒や引率している生徒が、保護者等に引き渡し、帰宅するまでの確認を怠らない。
- 普段から生徒に対して防災リテラシーの育成をはかる。
※自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力。

○関係機関緊急連絡先

防災行政機関

- 吾北総合支所 088-867-2311
- 仁淀消防組合吾北分署 088-867-2812
- 学校安全対策課 088-821-4533

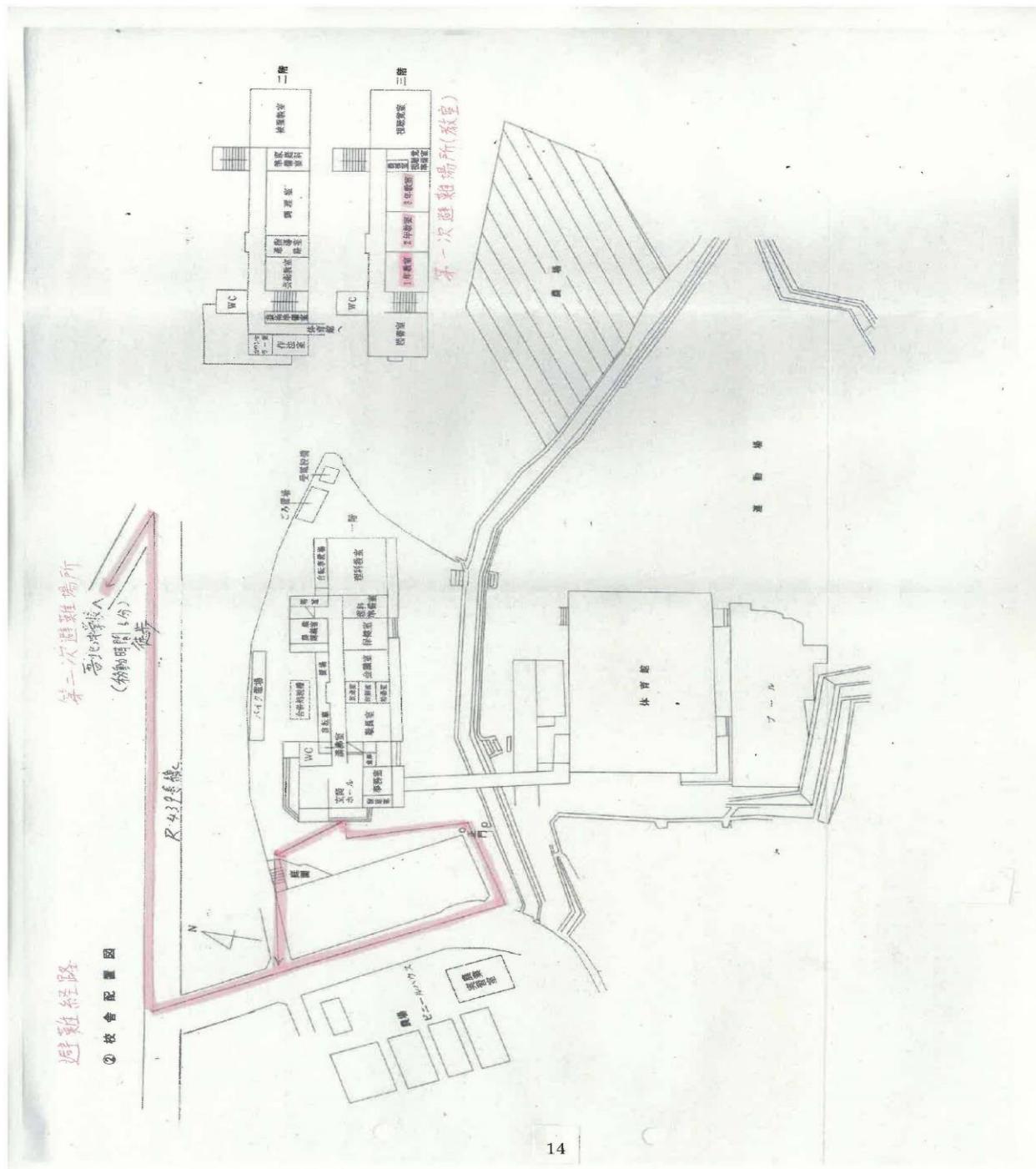
協力機関

- 総合病院（さくら病院 088-893-5111）
- 整形外科（町田整形外科 088-891-6565）

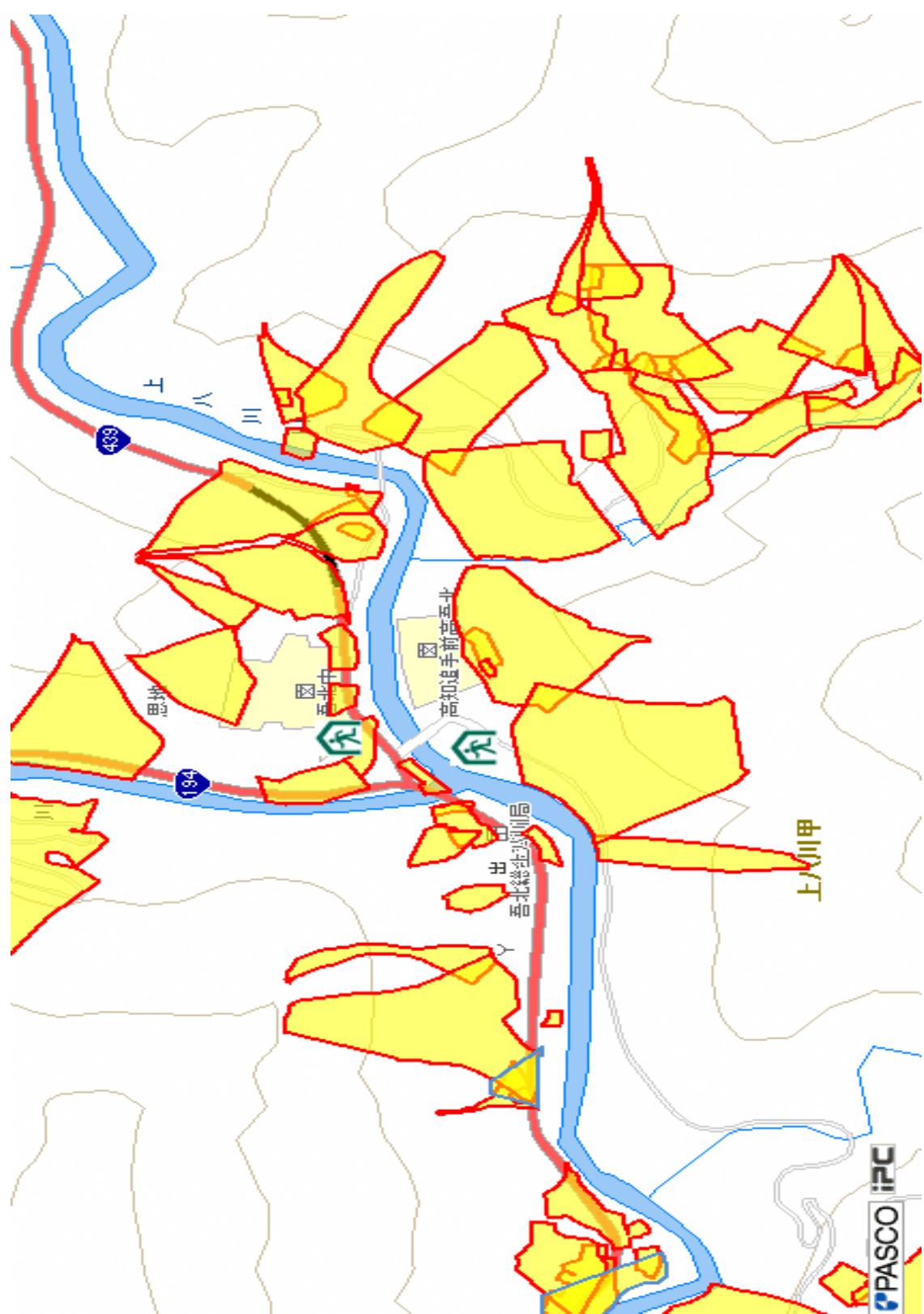
ライフライン

- 電気…四国電力 0120-410-286（農場ハウス）
- ガス…JA エナジーこうち越知ガスセンター 0889-26-3678
- 水道…いの町上下水道課水道係 088-893-1920
- 通信…日本通信工業 088-880-9640
- ・ダイヤモンドパワー 03-6214-0908（校舎）

9 土砂災害発生時の避難経路（第一次避難場所及び第二次避難場所）



10 吾北分校周辺のハザードマップ

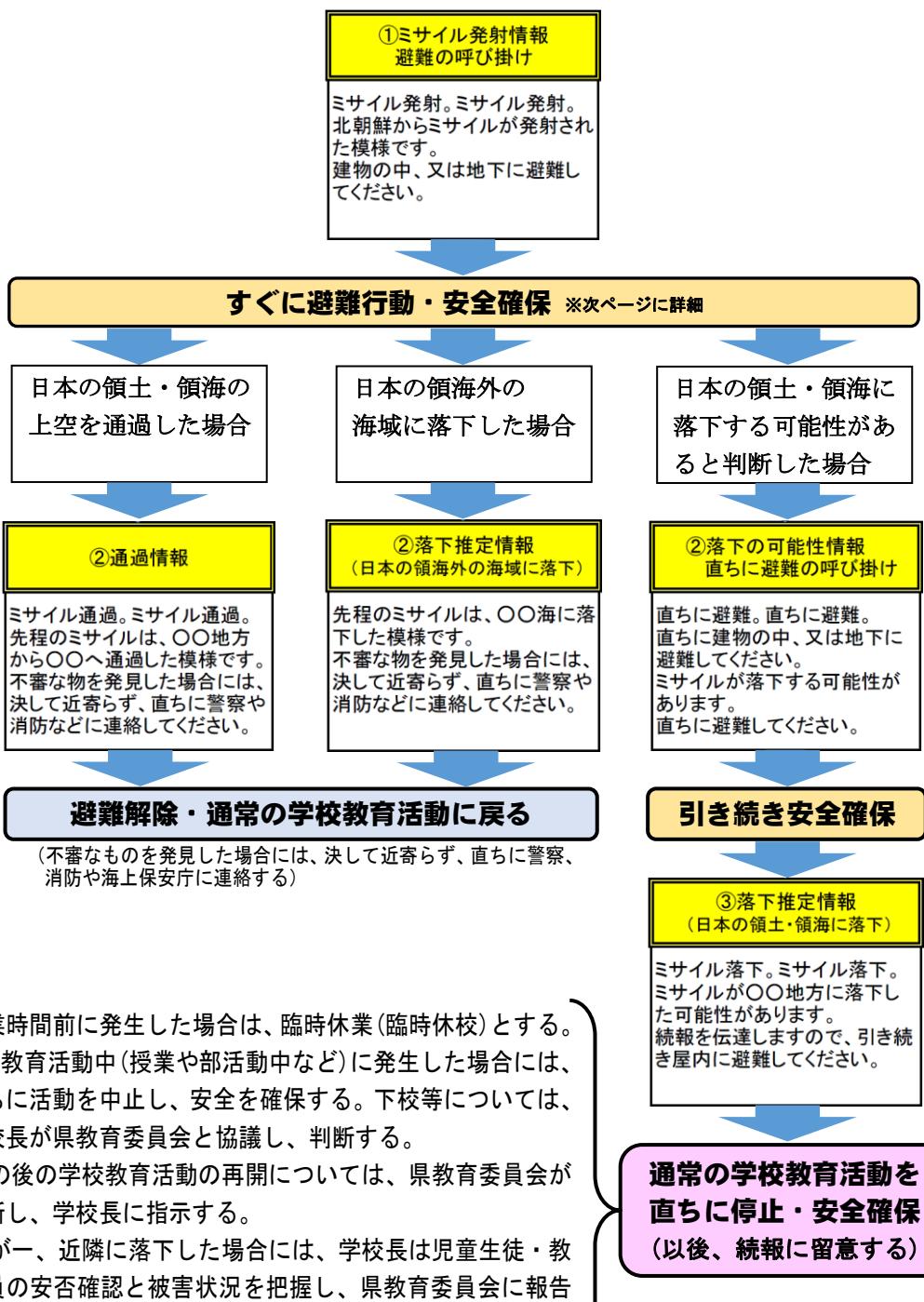


弾道ミサイル発射時の対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、全国瞬時警報システム（Jアラート）等により情報伝達される。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

高知県においては、中国・四国・九州（沖縄県を除く）地方の上空にミサイルが飛来する可能性がある場合にJアラートで報知される。

1 Jアラートによる情報伝達と学校運営についての基本的な流れ



2 Jアラートが鳴った時の対応—避難行動—

○弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、児童生徒も教職員も、ともに各自が身を守るための避難行動をとる。

避難行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

校内にいる場合

- ・校舎内にいる場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る。
机があればその下に入って頭部を守る。
- ・校舎外にいる場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。遮へい物のない校庭の中心等からは離れる。



姿勢の一例

校外にいる場合

- ・近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難する。
- ・屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。
- ・近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

登下校中の場合

- ・上記【校外にいる場合】と同様の避難行動をすみやかにとり、無理な登校は避ける。万一の場合に生徒と保護者とのあいだで落ち合う避難場所を決めるなどしておく。
- ・家へ戻るか学校へ避難するか判断しなくてはならない場合は、原則として近い方を選ぶ。

○万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察や消防等に通報する。

3 ミサイル落下・着弾時の対応

「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なるが、次のように行動する。

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

国民保護ポータルサイト

武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます

首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/

Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

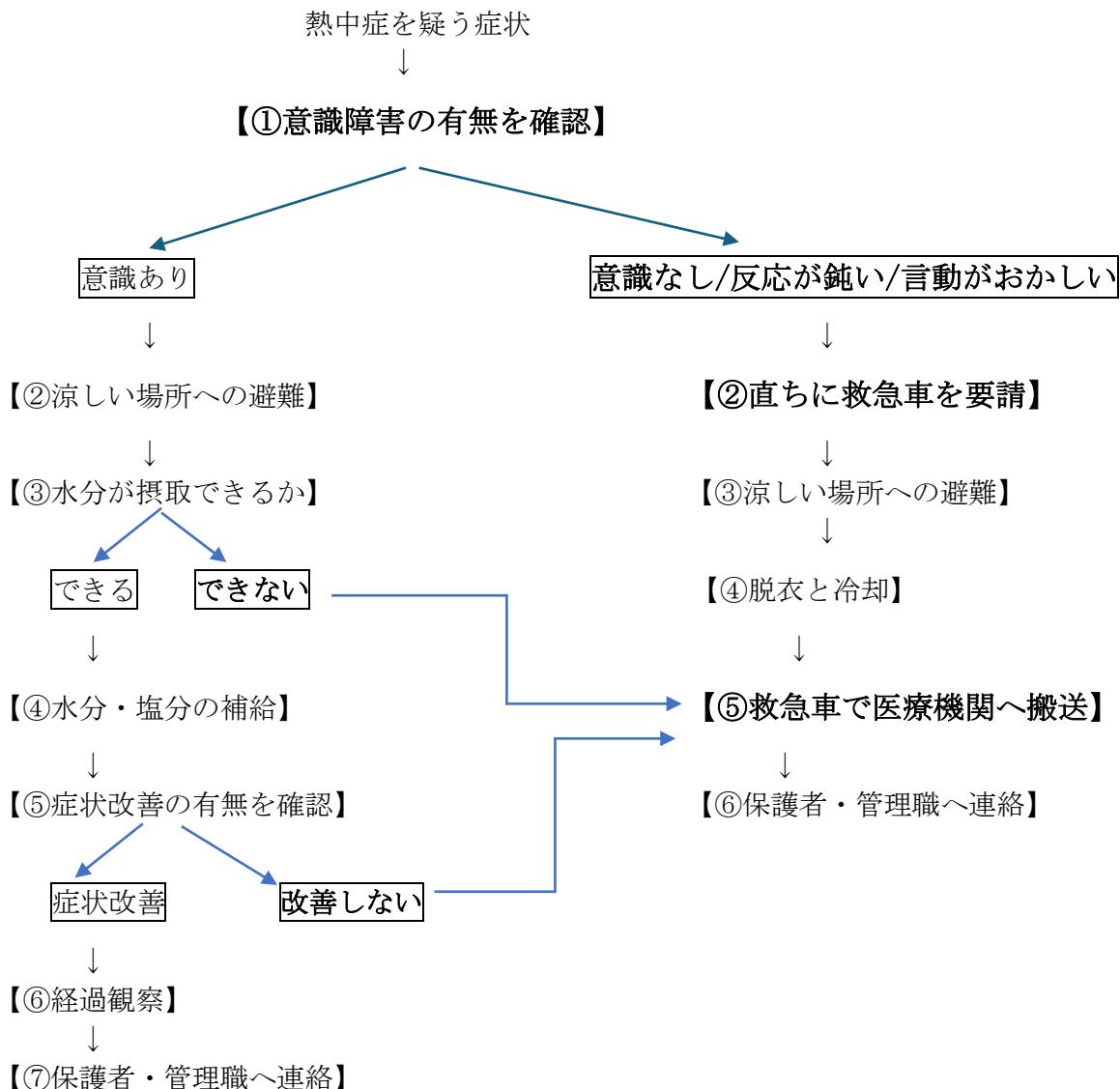
※参考資料

平成29年4月21日付け消防運第38号、消防運第24号「弾道ミサイル落下時の行動等について」
国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)

熱中症対策

- ・熱中症は迅速かつ的確な対応を怠ると、生命に関わる重大な事故につながるおそれがある。
- ・万が一の発症時に備え、以下の対応手順・役割分担・物品の保管場所等を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

1 热中症対応フローチャート



2 必要物品と保管場所

物品名	用途	保管場所
経口補水液	水分・塩分の補給	保健室・体育館・職員室・事務室の各冷蔵庫
氷／氷嚢等	身体冷却	保健室・体育館
扇風機	体表面冷却	保健室・体育館・職員室・各教室

3 対応上の注意点

- 意識なし/反応が鈍い/言動がおかしい場合は直ちに救急車を要請する。
(可能な限り教職員2名以上で対応し、記録を残す)
- 絶対に患者から目を離さない。
- 意識障害がある場合、水分は無理に飲ませない。
- 救急車が到着するまでの間「涼しい場所へ避難させ」「脱衣と体の冷却」を行う。
(首・両脇・両太ももの付け根など大きな血管が通る部分を冷やす)
(濡れタオルを体に当て、扇風機で風を送る。屋外であれば、体に水をかけて風を送る)

4 対応時の役割分担

担当	役割内容
①熱中症患者対応係	応急処置・冷却・水分補給の対応
②救急車要請・連絡係	救急車要請、管理職・保護者等への連絡、記録など
③搬送付き添い係	救急搬送時の引率、状況説明

5 授業中・部活動中に発生した場合の対応

- 状況把握（生徒の状態確認）
- 連絡・応援要請（近くの教員または生徒を通じて職員室・保健室へ連絡）
- フローチャートにある状況により救急車要請、同時に応急処置（可能なら保健室対応）
- 保護者等への連絡（可能な限り担任または管理職）
- 教職員が搬送付き添い

6 未然防止

- WBGT（暑さ指数）の確認と可否の判断
 - 35以上・・・熱中症特別警戒アラート〈特別の場合以外は運動を中止〉
 - 33以上・・・熱中症警戒アラート〈特別の場合以外は運動を中止〉
 - 31以上・・・危険〈特別の場合以外は運動を中止〉
 - 28以上・・・厳重警戒〈激しい運動は中止〉
- 校外や屋外での活動は、時間帯・場所・実施内容を工夫
- こまめな休憩と水分補給
- 帽子や木陰などで日除け
- 体調不良を訴えた生徒は即座に活動から外し、対応を優先
- 活動後の休息（クールダウン）と水分補給

7 熱中症になりやすい生徒、教職員

- 体力の低い人
- 肥満の人
- 暑さに慣れていない人
- 熱中症になったことがある人

★日々の授業や部活動等で、個々の個性（能力）を知る

★「しんどい」と言える雰囲気づくり（信頼関係）